

令和4年第6回弘前市教育委員会会議録

日時 令和4年5月20日(金)
午後3時～午後3時37分
場所 中央公民館岩木館 大ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 仮席次の指定
- 4 席次の決定
- 5 会議録署名者の指名
- 6 会期の決定
- 7 臨時代理の報告・議案の審議
報告第5号 臨時代理の報告について
(令和4年度教育費補正予算案に対する意見申出について)
報告第6号 臨時代理の報告について
(弘前市奨学金貸与者の決定について(繰上採用分))
議案第11号 弘前市いじめ防止等対策審議会委員の委嘱について
議案第12号 弘前市指定文化財の指定解除について
議案第13号 教育財産の取得申出について
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程と同じ

◇出席委員

1番 吉田 健 委員、2番 日景 弥生 委員、3番 村谷 要 委員、
5番 齋藤 由紀子 委員

◇欠席委員

4番 柿崎 良樹 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 成田 正彦、学校教育推進監 森 尚生、教育総務課長 菅野 洋、
学校整備課長 高山 知己、学務健康課長 相馬 隆範、
学校指導課長 鈴木 一哉、教育センター所長 小笠原 恭史、
生涯学習課長 原 直美、中央公民館長 中川 元伸、
博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 吉崎 拓美、文化財課長 石岡 博之

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 行方 泰、教育総務課総務係長 藤田 真徳

午後3時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和4年第6回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は4名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議の進行にあたり、仮の席次を指定いたします。ただいまご着席の席次を、仮の席次として指定いたします。次に、席次を決めたいと思います。席次の決定は、弘前市教育委員会会議規則第7条第1項の規定に基づき、くじにより行います。

（くじ引き）

○教育長（吉田 健） くじの結果、席次は次のように決定いたしました。2番 日景 弥生 委員、3番 村谷 要 委員、4番 柿崎 良樹 委員、5番 齋藤 由紀子 委員の席次でご着席願いますので、暫時休憩いたします。

（休憩、席の移動）

○教育長（吉田 健） 休憩前に引き続き、会議を再開します。会議録署名者に2番 日景 弥生 委員と3番 村谷 要 委員を指名いたします。

会期は本日1日としたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は報告が2件と議案が3件を予定しておりますが、報告第6号は奨学金貸与者の個人情報に関する事項が含まれていることから弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、報告第6号は非公開で審議することといたします。

・報告第5号

○教育長（吉田 健） 報告第5号 臨時代理の報告、令和4年度教育費補正予算案に対する意見申出について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長（菅野 洋） 報告第5号 臨時代理の報告、令和4年度教育費補正予算案に対する意見申出について、ご説明申し上げます。本報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和4年度教育費補正予算案に対する意見を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、臨時代理したものであります。

令和4年度の当初予算は、市長の選挙時期に重なったことから、政策的な判断を要する経費等の予算計上を避け、骨格予算に政策的な経費を上乗せする肉付け予算の方式をとっております。そのため、今回の肉付けする部分について、補正予算案として申出したものであります。

令和4年度教育費補正予算案のうち、歳出からご説明いたします。まず、10款2項小学校費、1目学校管理費は小学校管理工事の追加、LANケーブル敷設工事として合わせて、1千807万6千円を計上するものです。3目学校建設費は小沢小学校屋根改修工事、青柳小学校屋内運動場暖房機器更新工事として合わせて1億3千13万円を計上するものです。

次に、10款3項中学校費、1目学校管理費は、中学校管理工事の追加、LANケーブル敷設工事として合わせて、694万6千円を計上するものです。3目学校建設費は新和中学校屋根改修工事として9千999万円を計上するものです。

次に、10款4項社会教育費、1目社会教育総務費は弘前大学との連携事業「メディアカルスタッフについて学ぼう」事業として21万9千円を計上し、3目公民館費は、プラネタリウム管理費、和紙乾燥機購入費として合わせて552万円を計上するものです。

以上の結果、歳出合計は2億6千88万1千円を増額し、教育委員会が所管する教育費の合計を55億8千582万円とするものであります。

次に歳入ですが、23款1項8目教育債におきまして、小学校整備事業債の追加として1億1千200万円、中学校整備事業債の追加として8千990万円、和紙乾燥機更新事業債として210万円の合計2億400万円を計上するものです。

令和4年度教育費補正予算案の説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○2番（日景弥生委員） 金額についてはないのですが、小・中学校ともLANケーブルのことが記載されておりますが、基本的に全ての小・中学校はICT教育が進んでいるはずですが、LANケーブルって今まで各学校になかったということなののでしょうか、それとも増設みたいなことなののでしょうか。それから併せて、この後もこういう工事が必要なかをお知らせいただければと思います。

○学校整備課長（高山知己） LANケーブルの敷設工事につきましては、これまでGIGAスクール構想ということで一人一台端末の整備、それから校内のネットワークの整備ということで令和2年度に整備してきたものがございます。それとは今回は別のもので、以前から職員室等に整備されている古くなったLANケーブルを更新しようとするものです。大体8校くらいを予定して、3年程度かけて更新しているものです。LANケーブルの寿命が大体13年というふうになっているなかで、もう既に敷設から20年程度経っているところもありますので、定期的に更新するというので、今回肉付け予算として計上したもので、今後も計画的に更新していく予定としております。以上です。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

○5番（齋藤由紀子委員） 和紙乾燥機とありますが、どのような目的で使用されているものかお願いします。

○中央公民館長（中川元伸） この和紙乾燥機は、中央公民館相馬館が所管し、交流センター紙漉の里に設置されているもので、市民対象の紙漉き体験事業や、相馬中学校の生徒たちが自分の卒業証書の紙を作ったりする体験に使用しているものです。現在設置されているボイラー式の乾燥機は、平成8年に購入してから26年が経過し、ボイラーの配管が詰まるなどの不具合が発生しておりまして、これまで何度か修繕を重ねて維持してきたのですが、製造したメーカーがすでに廃業していて今後修繕が困難なことから、電気式の乾燥機に更新するというものです。以上です。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 報告第5号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第5号は承認されました。

・議案第11号

○教育長（吉田 健） 議案第11号 弘前市いじめ防止等対策審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○学校指導課長（鈴木一哉） 議案第11号 弘前市いじめ防止等対策審議会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

提案理由は弘前市いじめ防止等対策審議会の委員の任期が令和4年6月2日で満了することから、弘前市附属機関設置条例第3条の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものです。

この弘前市いじめ防止等対策審議会は委員の定数が、法律専門家、医療関係者、教育関係者、心理学の学識経験者、児童福祉関係者の中から5人以内、任期は2年としており、委員の職務は、弘前市いじめ防止等対策審議会の会議での審議および重大事態発生時の調査部会設置時における調査審議、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に対する外部専門家としての助言となっております。

今回委嘱を予定しているのは5人で、県の弁護士会の推薦による鍋嶋正明氏、弘前大学大学院医学研究科から推薦の中村和彦氏、弘前大学教育学部推薦の福島裕敏氏、県公認心理士臨床心理士協会から推薦の大里絢子氏、弘前市民生委員児童委員協議会から推薦の大湯恵津子氏であります。また、福島裕敏氏は新委員、残りの4人は継続となっております。説明は以上です。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○2番（日景弥生委員） 直接この方たちと関わらないのですが、この委員会はいつから設置されたのでしょうか。

○教育長（吉田 健） 平成25年にいじめ防止対策推進法が制定されたことなどを背景

に本市では、平成27年に同委員会を設置いたしました。

- 2番(日景弥生委員) 前から委員の選任に関して3つのことを申し上げておりました。私がいつも提示している3つのこと、つまり任期の問題、年齢等の問題、それからジェンダーバランスの視点ということから見ていくと問題がないと思います。

- 教育長(吉田 健) ほかにご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 教育長(吉田 健) 議案第11号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 教育長(吉田 健) ご異議ないものと認めます。よって、議案第11号は可決されました。

・議案第12号

- 教育長(吉田 健) 議案第12号 弘前市指定文化財の指定解除について、事務局から説明をお願いします。

- 文化財課長(石岡博之) 議案第12号 弘前市指定文化財の指定解除について、ご説明申し上げます。

提案理由は、弘前市文化財保護条例第10条第1項の規定に基づき、市の有形文化財に指定した乳井神社の五輪塔及び市の無形民俗文化財に指定した鬼神社の七日堂祭(二十九日堂祭)の指定を解除しようとするものであります。

乳井神社の五輪塔は令和4年4月13日付で青森県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、県重宝の指定を受け、鬼神社の七日堂祭(二十九日堂祭)は同じく令和4年4月13日付で青森県文化財保護条例第30条第1項の規定に基づき県の無形民俗文化財の指定を受けたものであります。これに伴い弘前市文化財保護条例第11条第1項第4号により、市指定文化財の指定解除を行う必要があることから、市指定有形文化財乳井神社の五輪塔及び市指定無形民俗文化財鬼神社の七日堂祭(二十九日堂祭)の指定を解除したいとするものです。

説明は、以上であります。

- 教育長(吉田 健) ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 教育長(吉田 健) 議案第12号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 教育長(吉田 健) ご異議ないものと認めます。よって、議案第12号は可決されました。

・議案第13号

- 教育長(吉田 健) 議案第13号 教育財産の取得申出について、事務局から説明をお願いします。

- 学務健康課長(相馬隆範) 議案第13号 教育財産の取得申出について、ご説明申し

上げます。

提案理由は、西部学校給食センターで使用する食器洗浄機を、経年劣化に伴い更新しようとするものであります。取得する財産につきましては、カゴごと洗浄方式による食器洗浄機1台と学校で使用する食器カゴなどを洗浄するための小型汎用洗浄機1台を購入するものです。購入費用には電気設備等の附带工事費用を含みます。またカゴごと洗浄方式に対応するための専用食器カゴ114個で取得金額は合計9千681万7千円を予定しております。

説明は、以上であります。

- 教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。
- 2番（日景弥生委員） 取得する財産の表示が3つありますが、そのうちの食器洗浄機と小型汎用洗浄機ってどのように違うのですか。
- 学務健康課長（相馬隆範） 食器洗浄機は、学校の食器を洗浄するもので、専用のカゴごと洗浄機に入れるというタイプです。小型汎用機は、現在学校に運ぶために使っているカゴがありまして、そのカゴを洗浄するための洗浄機になります。
- 2番（日景弥生委員） もう一点ですが、現在、西部学校給食センターでは何食出しているのか、1回で洗浄機が足りるのでしょうか、それとも何回か使っているのでしょうか。
- 学務健康課長（相馬隆範） 現在、西部学校給食センターでは7千500食提供しています。それを順番に食洗器に通して、およそ90分で洗浄が終了します。
- 2番（日景弥生委員） 経年劣化とのことですが、現在のものは何年くらい使われたのですか。
- 学務健康課長（相馬隆範） 西部学校給食センターは平成22年に稼働開始いたしまして現在11年目ということです。今回更新しようとする食洗機もその当時のものです。
- 2番（日景弥生委員） 東部学校給食センターのほうにも同じようなものがあるという理解でよろしいですか。
- 学務健康課長（相馬隆範） ちょっとタイプは違いますが、食洗機はあります。
- 2番（日景弥生委員） そうするとだいたいそのくらいの年数で同じように二つのセンターが更新する時期を迎えるということですね。
- 学務健康課長（相馬隆範） 東部学校給食センターについては平成11年に稼働開始しまして、平成26年に更新を終えております。
- 2番（日景弥生委員） 少し余談ですけども、コロナの関係もあって、2021年の弘前市の出生数が1,000人を切っています。1月の成人式のときの成人の数は1,700人ぐらいでした。出生数の減少数は確実に減っているのですが給食とも関わってきますよね、つまり6年後にその子どもたちはおそらく市内の小学校に入ると考えると、出食数が当然それに伴って減少していくと思います。そのあたりも視野に入れて、今後の給食についていろいろなものを考えるっていうのがひとつ大事なことだと思います。これは私の個人的な意見ですが、今後のことについてご検討いただければ

ばと思います。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第13号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第13号は可決されました。

・報告第6号

○教育長（吉田 健） 続いて、報告第6号の審議に入りますが、先程、決定いたしましたとおり、審議は非公開といたしますので、弘前市教育委員会会議傍聴規則第6条の規定により関係者以外の方の退席をお願いいたします。

（関係者以外退席）

○教育長（吉田 健） 報告第6号 臨時代理の報告、弘前市奨学金貸与者の決定、繰上採用分について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり承認）

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和4年第6回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後3時37分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係長 藤田 真徳

弘前市教育委員会

教育長 吉 田 健

署名者 村 谷 要

署名者 日 景 弥 生